

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	寒河江市

寒河江市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 寒河江市農林課
所在地 山形県寒河江市中央 1-9-45
電話番号 0237-86-2111
F A X 番号 0237-86-7100
メールアドレス nourin@city.sagae.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ノウサギ、ムクドリ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	山形県寒河江市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
ツキノワグマ	果樹	7.0	5,205
ニホンザル	-	-	-
イノシシ	水稲	2.0	1,300
ニホンジカ	-	-	-
ハクビシン	果樹	1.0	2,000
ノウサギ	果樹	2.5	3,000
ムクドリ	果樹	45.0	14,500
ハシブトガラス ハシボソガラス	果樹	20.0	3,500
	水稲	0.4	250
スズメ	果樹	5.0	200
	水稲	5.0	3,000
カワウ	魚類	-	15,000
合計		87.9	47,955

(2) 被害の傾向

<p>・ ツキノワグマ</p> <p>中山間地を中心に出没し、サクランボや洋ナシ、リンゴなどの果樹や養蜂への被害及び樹体や養蜂箱の破壊がある。住宅付近でも多数目撃されており、農作物等へ</p>
--

<p>の被害のみならず人的被害の発生も懸念されている。</p> <p>・ニホンザル 中山間地での目撃報告はあるものの、農作物への被害は現在のところ確認されていない。しかし、近隣市町村で農作物被害が発生しているため、今後行動範囲が広がり、被害が発生することが予想される。</p> <p>・イノシシ 中山間地を中心に、水田や畑の掘り起こし、野菜や水稲の食害がある。住宅付近まで行動範囲が拡大しており、農作物被害の拡大や農業施設の破壊のほか、今後人的被害の発生も懸念されている。</p> <p>・ニホンジカ 中山間地のほか住宅付近でも目撃報告があるが、農作物被害は現在のところ確認されていない。今後行動範囲が拡大し、農作物被害が発生することが予想される。</p> <p>・ハクビシン、ノウサギ 市内全域に生息しており、サクランボなどの果樹及び野菜の食害がある。</p> <p>・ムクドリ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ 市内全域に生息しており、サクランボなどの果樹の食害がある。カラス、スズメについては、水稲への食害が発生している。</p> <p>・カワウ 寒河江川及び最上川流域でアユの食害が発生している。</p>

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害面積 (ha)	被害金額(千円)	被害面積 (ha)	被害金額(千円)
ツキノワグマ	7.0	5,205	6.8	5,050
ニホンザル	-	-	-	-
イノシシ	2.0	1,300	1.9	1,240
ニホンジカ	-	-	-	-
ハクビシン	1.0	2,000	1.0	1,900
ノウサギ	2.5	3,000	2.4	2,850
ムクドリ	45.0	14,500	44.0	14,100
ハシブトガラス ハシボソガラス	20.4	3,750	19.4	3,570
スズメ	10.0	3,200	9.5	3,040
カワウ	-	15,000	-	14,550
合計	87.9	47,955	85.0	46,300

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・寒河江市鳥獣被害対策実施隊が箱わな、くくりわな、銃器による捕獲を実施。	・高齢化等により捕獲の担い手が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	・個人が電気柵を設置、管理。 ・電気柵導入時に適切な使用方法を説明。 ・爆音機や防鳥ネット等の設置。	・十分な効果を発揮するよう、地域全体として取り組む必要がある。 ・電気柵等の導入及び適切な使用方法について、地域住民の理解を深める必要がある。
生息環境管理その他取組	・研修会を開催し、地域住民から鳥獣の出没状況の事情聴取と、現地での生息調査を実施。 ・放任果樹、食品残渣の除去等の推進。	・特に被害の多い地域では、鳥獣被害の現状把握と、被害防止のための知識普及が必要。

(5) 今後の取組方針

<p>寒河江市鳥獣被害対策実施隊による捕獲体制の維持・充実を図るため、狩猟免許取得者を増加させる施策を実施する。</p> <p>関係機関と連携し、被害防止に向けた効果的な対策等について情報収集・提供を行い、地域が主体的に取り組んでいけるよう被害対策の普及啓発に努める。特に鳥獣の誘引要因となる生ゴミ放置や果樹・野菜の取り残し等の食品残渣、放任果樹を無くし、電気柵を適切に設置するよう指導啓発を行う。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>各町会（地区）から被害報告及び捕獲依頼があった場合、寒河江市からの要請に基づいて寒河江市鳥獣被害対策実施隊が捕獲を実施。また、本計画に基づき、イノシシ、ツキノワグマ等の大型獣の捕獲に従事する者に対し、必要に応じてライフル銃を使用させる。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ツキノワグマ ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ノウサギ	・銃器による捕獲活動の実施。 ・わなを活用した捕獲活動の実施。 ・捕獲従事者の確保・育成を図る。

	ムクドリ ハシブトガラス ハシボソガラス スズメ カワウ	
令和7年度	ツキノワグマ ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ノウサギ ムクドリ ハシブトガラス ハシボソガラス スズメ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲活動の実施。 ・わなを活用した捕獲活動の実施。 ・捕獲従事者の確保・育成を図る。
令和8年度	ツキノワグマ ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ノウサギ ムクドリ ハシブトガラス ハシボソガラス スズメ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲活動の実施。 ・わなを活用した捕獲活動の実施。 ・捕獲従事者の確保・育成を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマ 「第4期山形県ツキノワグマ管理計画」に基づき捕獲数を把握しながら、目撃、被害状況に応じて、食害及び人的被害の未然防止を基本に、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。 ・ ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ムクドリ、ノウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、カワウ 「山形県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、生息・被害状況に応じて、地域においてわな・銃器による捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ	県ツキノワグマ管理計画に基づく	同左	同左
ニホンザル	-	-	-
イノシシ	70	70	70
ニホンジカ	3	3	3
ハクビシン	50	50	50
ムクドリ	300	300	300
ノウサギ	50	50	50
ハシブトガラス ハシボソガラス	100	100	100
スズメ	100	100	100
カワウ	150	150	150

※ムクドリ、ノウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメの捕獲許可権限は市

捕獲等の取組内容
捕獲は、銃器及びわな等により行うが、被害状況や目撃情報に応じて最も効果的な捕獲方法・場所等を検討し実施する。なお、錯誤捕獲のないよう十分に留意し、錯誤捕獲が起きた場合は速やかに関係機関に連絡し対応する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
市内全域において、大型獣の捕獲活動等を実施する際に、ライフル銃以外の銃による捕獲が困難となる場合、寒河江市鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を使用させる。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
寒河江市	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カワウ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ ニホンザル	電気柵設置（市事業）1,000m	電気柵設置（市事業）1,000m	電気柵設置（市事業）1,000m

イノシシ ニホンジカ ハクビシン			
------------------------	--	--	--

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン	電気柵設置場所付近の除草や電線のたるみが無いか等の管理を継続して行う。 電気柵の破損や鳥獣の進入路となる箇所が無いか定期的に確認し、適宜修繕を行う。	電気柵設置場所付近の除草や電線のたるみが無いか等の管理を継続して行う。 電気柵の破損や鳥獣の進入路となる箇所が無いか定期的に確認し、適宜修繕を行う。	電気柵設置場所付近の除草や電線のたるみが無いか等の管理を継続して行う。 電気柵の破損や鳥獣の進入路となる箇所が無いか定期的に確認し、適宜修繕を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ツキノワグマ ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ノウサギ ムクドリ ハシブトガラス ハシボソガラス スズメ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・寒河江市鳥獣被害対策実施隊員によるパトロールの実施。 ・目撃多発地域での注意喚起看板設置。 ・地域住民による緩衝帯の除草管理及び放任果樹や食品残渣の撤去処分を啓発、指導。 ・電気柵等の設置に対する助成を実施。 ・被害防止対策及び電気柵等の適切な設置・維持管理に係る啓発活動に取り組み、被害者自らが自衛する体制の意識高揚を図る。 ・効果的な追払い体制の整備。 ・有害鳥獣被害防止対策に関する正しい知識を、地域住民に周知、啓発していく。
令和7年度	ツキノワグマ ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ノウサギ ムクドリ ハシブトガラス ハシボソガラス	<ul style="list-style-type: none"> ・寒河江市鳥獣被害対策実施隊員によるパトロールの実施。 ・目撃多発地域での注意喚起看板設置。 ・地域住民による緩衝帯の除草管理及び放任果樹や食品残渣の撤去処分を啓発、指導。 ・電気柵等の設置に対する助成を実施。 ・被害防止対策及び電気柵等の適切な設置・維持管理に係る啓発活動に取り組み、被害者

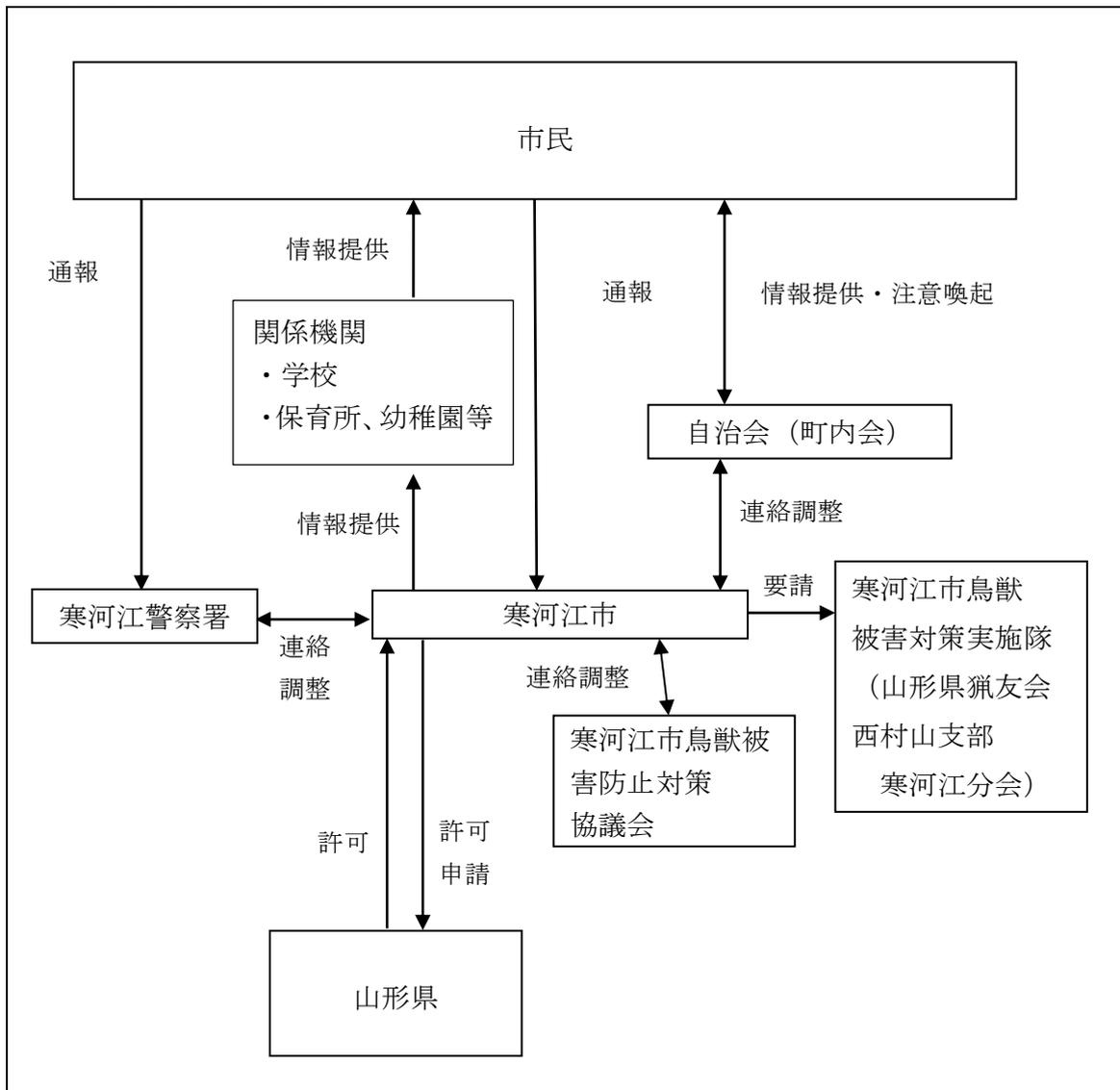
	スズメ カワウ	自らが自衛する体制の意識高揚を図る。 ・効果的な追払い体制の整備。 ・有害鳥獣被害防止対策に関する正しい知識を、地域住民に周知、啓発していく。
令和8年度	ツキノワグマ ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ノウサギ ムクドリ ハシブトガラス ハシボソガラス スズメ カワウ	・寒河江市鳥獣被害対策実施隊員によるパトロールの実施。 ・目撃多発地域での注意喚起看板設置。 ・地域住民による緩衝帯の除草管理及び放任果樹や食品残渣の撤去処分を啓発、指導。 ・電気柵等の設置に対する助成を実施。 ・被害防止対策及び電気柵等の適切な設置・維持管理に係る啓発活動に取り組み、被害者自らが自衛する体制の意識高揚を図る。 ・効果的な追払い体制の整備。 ・有害鳥獣被害防止対策に関する正しい知識を、地域住民に周知、啓発していく。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
寒河江市	各機関への連絡調整、市民への周知活動
山形県猟友会西村山支部 寒河江分会	有害鳥獣の捕獲活動
寒河江警察署	市民への広報、市民の安全確保
村山総合支庁	各機関との連携、支援及び有害鳥獣捕獲に対する指導、助言等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却、埋設、自家消費等の適切な処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当無し
ペットフード	該当無し
皮革	該当無し
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等で	該当無し

のと体給餌、学術研究等)	
--------------	--

(2) 処理加工施設の取組

該当無し

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当無し

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	寒河江市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
村山総合支庁産業経済部 農業振興課	被害対策の指導・助言、有害鳥獣関連情報提供
さがえ西村山農業協同組合	被害対策の連携・調整、有害鳥獣関連情報提供
山形県猟友会西村山支部 寒河江分会	鳥獣関連情報の提供、捕獲活動 鳥獣被害対策実施隊への協力
寒河江市町会長連合会	有害鳥獣関連情報提供、地域住民の取りまとめ、周知活動
寒河江市農業委員会	農作物被害状況の情報収集、各地域からの意見収集
寒河江市教育委員会	被害対策の連携・調整、小中学校への周知活動
寒河江市	事務局を担当、協議会に関する連絡調整、被害対策の連携・調整、市民への周知活動

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
寒河江警察署	有害鳥獣からの住民の生命、身体及び財産の安全確保に関する情報提供等
最上川第一漁業協同組合	有害鳥獣関連情報提供等
最上川第二漁業協同組合	有害鳥獣関連情報提供等
村山総合支庁保健福祉環境部 環境課	有害鳥獣捕獲に対する指導、助言等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

寒河江市鳥獣被害対策実施隊は、平成28年4月に設置。山形県猟友会西村山支部から推薦を受けた者から、市長が指名または任命した隊員で組織し、対象鳥獣の捕獲、追払い等被害対策の普及推進を図る。

実施隊員 24 名（令和 5 年 12 月現在）

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 新規狩猟免許取得を推進。
- ・ 山形県猟友会西村山支部寒河江分会会員の狩猟技術向上を支援。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、西村山 1 市 4 町での連携を検討していく。